

■ 地区計画の区域内における建築物の制限

建築基準法第68条の2第1項の規定に基づき、「いわき市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例」が平成28年9月1日から施行されました。

○建築物等に関する事項

地区計画	位置	事項※	内容※
1 平上荒川住宅団地 地区計画	平上荒川字後沢及び、 字五郎内の各一部、 内郷小島町服部沢の一部、 <u>明治団地の一部</u>	用途の制限	一戸建て住宅 (兼用住宅を含む)
2 平中山住宅団地 地区計画	平中山字柿ノ目の一部	容積率	10分の8以下
3 四倉町上仁井田 住宅団地地区計画	四倉町上仁井田字岸前 の一部	建蔽率	10分の5以下
4 平幕ノ内住宅団地 地区計画	平幕ノ内字水穴、字田中、 字西田、字大内、字高田 及び字我曾内の各一部	敷地面積の 最低限度	165m ²
5 渡辺町洞住宅団地 地区計画	渡辺町洞字関田及び字勝 キ田の各一部	壁面の 位置の制限	1m以上
6 平泉崎住宅団地 地区計画	平泉崎字砂田及び 字下百目木の各一部		
7 常磐上矢田町住宅 団地地区計画	常磐上矢田町湯草田 及び町田の各一部	高さの 最高限度	・地盤面から10m ・前面道路の幅員×1.25 ・前面道路の反対側の境界線又は 隣地境界線までの真北方向の 水平距離×1.25+5m
8 好間町上好間住宅 団地地区計画	好間町上好間字大堰、 字内ノ草、字岩穴及び 字今宿の各一部		

※1~8の地区計画の規制内容は共通です。

地区計画	位置	事項	内容
9 岩間町小原 地区計画	岩間町小原の一部	用途の制限	・一戸建て住宅(兼用住宅を含む) ・店舗、飲食店等のうち、その用途に供する部分の床面積の合計が150m ² 以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) ・事務所でその用途に供する部分の床面積の合計が150m ² 以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。) ・診療所、公民館、地区集会所 ・巡回派出所、公衆電話所等の公益上必要な建築物 ・倉庫業を営まない倉庫でその用途に供する部分の床面積の合計が1,500m ² 以内のもの(3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)

地区計画	位置	地区	事項	内容
10 いわきアカイテクノパーク地区計画	平赤井字畠子沢の一部		用途の制限	法別表第2(わ)項各号に掲げる建築物(物品販売業を営む店舗でその用途に供する部分の床面積の合計が1,000m ² 未満のものを除く。)以外の建築物
11 いわき駅北口地区計画	いわき市平字白銀町、字田町、字柳町、字旧城跡、字番匠町の各一部の区域	A地区	用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・共同住宅(20戸以上に限る) ・店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が1万m²以内のもの ・事務所 ・ホテル、旅館 ・病院、診療所 ・老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ・ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設 ・学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校 ・カラオケボックスその他これらに類するもの ・自動車車庫
		B地区		敷地面積の最低限度 1,000 m ²
		C地区	用途の制限	<ul style="list-style-type: none"> ・店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの ・事務所 ・老人ホーム、保育所、福祉ホーム、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの ・学校、大学、高等専門学校、専修学校、各種学校